

県信用金庫協会(高橋征利会長)の会員の県内7信用金庫は4月1日から特殊詐欺の被害防止の取り組みとして、高齢者が窓口で高額のお金を引き出す際に預金小切手の利用を勧める。今回の取り組みは、県内に本店がある岐阜信用金庫や大垣信金、高山信金、東濃信金、関信金、八幡信金、西濃信金の7信金が、岐阜、愛知の両県警と連携して実施。岐阜、愛知の両県の全店舗で、高齢の顧客が高額の現金を引き出す際、特殊詐欺の被害に注意するよう

県内7信金 奨推手切小へ防止詐欺

窓口で受取人確認
犯人特定に役

に声を掛け、預金小切手の利用を勧める。

顧客が利用を拒んだ場合、警察に相談するなどして対応。預金小切手は、受取人が現金化するため、金融機関の窓口での手続きが必要で、詐欺の被害に遭っても預金口座から受取人を特定でき、抑止につながるという。通常は発行手数料は有料だが、被害防止のための発行は無料となる。